

個人、法人名義に注意した上で、自動販売機によるドリンク収入をもらさないように。

調査官が会社のコピーを大量に取るようでしたら代金を請求できます。

消費税では領収書の保管が重要です。帳簿および領収書等に各々に同様な適用の記載が必要です。(7年間の保存義務あり)

2006.2.15